

○奈良教育長 令和元年（2019年）5月29日教育委員会協議会を開会いたします。

まず、教育委員会の活動状況について事務局から報告をお願いいたします。

乾口教育政策課長。

○乾口教育政策課長 教育委員の活動状況についてご説明いたします。

パンフレットをごらんください。4月1日以降4月30日までの活動内容といたしまして、活動日、活動内容、活動場所、活動出席委員名を記載しております。

以上、簡単ではございますが、教育委員の活動の説明とさせていただきます。

○奈良教育長 続きまして、委員の活動について、所感の報告をしたいと思えます。それでは、委員を代表して谷元委員から報告をお願いします。

○谷元委員 5月1日に新天皇が即位され、令和という元号となり、平成の時代から令和の時代へと変わりました。平成時代、日本は戦争のない平和な時代でありました。令和の時代も戦争のない平和な時代であってほしいと願っています。

ゴールデンウィークが終わった5月8日、滋賀県の大津で保育園児ら16人が散歩中交差点で信号待ちをしていたところ、園児の列に車が突っ込むという交通事故が起こり、2人の園児が死亡するという痛ましい事故がありました。

枚方では、一作年の10月に殿山第一小学校の近くで集団登校中の児童の列に車が突っ込むという事故が起こっています。

警察庁が平成26年から平成30年に起きた交通事故を分析したところ、歩行中の小学生の死者、重傷者はこの5年間で5,776人に上ると報告されていました。学年別で見ると、最も多いのは小学校1年生の822人で、学年が進むにつれて減少し、最も少ないのは小学校6年生の243人となっています。死者に絞ると最も多かったのは、小学校1年生の28人で、最も少なかったのは、小学校6年生の5人ということだそうです。

歩行中の交通事故では、死者、重傷者のうち、小学校1年生は6年生の約3.6倍、死者に絞ると5.6倍に上ると報告されていました。小学校1年生になると行動範囲が広がり、子どもだけで行動することもふえ、登下校を集団で行う場合でも集合場所と自宅の往復は子どもだけで歩くことが多く、下校後も同様だと思われます。

小学生全体の歩行中の交通事故について、発生した月や時間帯、子どもが歩行していた目的ごとに見ると月別では4月から7月が多く、最も多いのは5月、時間帯では午前7時台と午後3時台から5時台が多く、最も多い時間帯は午後4時台という報告が上がっています。子どもと大人では、目の高さが大きく異なります。大人ならば遠くまで見通せる場所でも、子どもの目の高さからは見通せないことがあります。道路脇にとまった車、塀や生け垣など1年生の目線からは見えないことが多いと言われてしています。

また、ドライバーの視点からも背の低い1年生の児童は死角となって気付かないと考えられる場面が多く、事故に巻き込まれる危険性があります。

枚方市では、枚方市通学路交通安全プログラムを策定し、毎年見直しをしながら対策を講じて

いただいています。地域の方には日々子どもの安全を見守る活動にも積極的にかかわっていただいております、大変ありがたく感じています。

今後とも子どもたちの安全を守る取り組みを地域、学校、教育委員会、警察など関係機関で連携していただくようよろしくお願いいたします。

さて、きょうはオープンスクールと21日に行われました大阪府都市教育委員会連絡協議会の講演内容について感想を含め簡単に述べたいと思います。

初めにオープンスクールについてです。今年度のオープンスクールの期間は5月7日から6月24日の約1カ月半、幼稚園、小学校、中学校合わせて延べ日数122日、学校園の教育活動を公開しています。私は明倫小学校とさだ幼稚園を視察してまいりました。

明倫小学校では、5月18日と6月8日のどちらも土曜日を公開しています。5月18日は3時間の授業公開があり、どの学年どのクラスも準備をきちんとされていました。各教科の指導内容、板書計画、教材やプリント類、教室掲示、ICTの活用などが学年会で話し合わせ、計画的に行われていました。子どもたちも落ちついて授業に取り組み、保護者の方々も熱心に参観されました。さだ幼稚園では、3歳児から5歳児まで自主的に砂場で遊んだり、お花に水をやりながら友達と話したりして、楽しく遊びながら様々な活動をしていました。友達や先生と一緒に遊具で遊んだり、園庭や教室で歌ったり踊ったりしていました。さだひらパーという遊園地を5歳児がつくり、4歳児がチケットをもらって入園し、順番待ちをしながら好きなコーナーで仲よく楽しそうに一緒に遊んでいました。園庭では、小規模保育の1歳児、2歳児も教室から出てきて、砂場で幼稚園児にまざって遊ぶ姿は大変ほほえましく、1カ月で少し成長した様子がうかがえました。保護者の方も熱心に子どもたちの活動の様子を参観されていました。

明倫小学校、さだ幼稚園ともにオープンスクールは複数日設定されており、地域や保護者の方は、いずれかの日を選んで参観することができるようにしています。

学校園のオープンスクールの予定表を見ますと、期間中、1日だけ設定している小学校は24校、中学校は10校でした。幼稚園では全ての園が複数日を設定しています。

オープンスクールは、指定運営方針の重点施策である人が集まるまちづくりの推進を目指す取り組みの一環として、期間を設定し全ての学校園における教育活動を公開するよう、教育指導課が各学校園に依頼しているとのことです。

オープンスクールの公開期間は、特別に行事と比較するのではなく、保護者、地域住民のみならず、広く市民の皆様にごろの行事、児童生徒の学習活動をはじめ、学校園生活の様子を見ていただきたいとして実施し、可能な限り公開期間を複数日とする依頼しているとのことです。しかし、そうしている学校が少ないようで残念に思います。

6月も予定表を見て子どもたちや先生方が頑張っている様子を見ていきたいと思っております。

5月21日の大阪府都市教育委員会連絡協議会では、「大阪の教育、現状と課題そしてこれから」という演題で大阪府教育長、市村長教育室坂本俊哉室長の講義がございました。内容は1、減少する子ども、若返る職員室、2、大阪府教育振興基本計画、3、子どもたちの安全・安心と豊かな学びに向けてという3点でございました。

今回は1、減少する子ども、若返る職員室という内容についての報告をします。

5月5日、子どもの日の新聞記事の内容が紹介されました。ことし4月1日現在の15歳未満の子どもの数は1,533万人で前年より18万人の減少。昭和57年から38年連続の減少で、記録がある昭和50年以降の最少を更新し、都道府県別では45都道府県で減少したとのこと。

全人口に占める子どもの割合は前年より1.2ポイント低下し、12.1%。昭和50年から45年連続の低下で、過去最低を更新。65歳以上の高齢者が子どもより多い。子どもと高齢者の割合の差は年々広がり、ことしは高齢者の割合が28.3%と子どもの倍を超え、少子高齢化がさらに進んでいるようです。

大阪府の中学生の人数は、昭和62年から14万人減少し、昭和62年の48.9%と約半数になり、令和8年になるとさらに減少し、約43%になると予想されます。

小学校教員の平均年齢は、平成30年で36.1歳になり、20代から30代の小学校教員の割合は現在70%を超えている状況だそうです。10年前と比較すると、教育は6歳、教頭は5歳若返っているが、校長の平均年齢はほとんど変わっていないそうです。

大阪府の公立小学校では、市町村によって違いはありますが、58歳ぐらいの校長と、48歳ぐらいの教頭、20代から30代の教員が7割というのが職員室の状況です。

最後に学校での勤務実態が長時間勤務でブラックであると言われた影響からか、先生になりたいがらない学生がふえているそうで、公立学校教員採用試験の受験者が激減してるとの報告がありました。

採用試験の受験者が、先生になりたいと思った理由で最も多いのは、小学校や中学校で習った先生に憧れ、自分も先生になりたいと思ったというのは、昔も今も変わっていないと話されました。先生という職業がこれからも子どもたちの憧れであってほしいと思います。勤務時間の多さだけが取り沙汰されてしまいがちですが、先生という仕事にやりがいを感じ、勤務時間を忘れて仕事に熱中する若い先生方が生きがいややりがいをなくさないよう、業務の効率化、業務改善を図っていただければならないなと思いました。以上でございます。

○奈良教育長 谷元委員、ありがとうございました。

それでは、事務局からの報告案件ですが、案件1について説明をお願いいたします。

乾口教育政策課長。

○乾口教育政策課長 それでは、協議会案件の1、幼児教育・保育の無償化につきまして、ご説明させていただきます。

協議会資料の1ページをごらんください。

初めに1. 政策等の背景・目的及び効果でございますが、改正子ども・子育て支援法に基づき、少子化対策として、本年10月から幼児教育保育の無償化が実施されます。そこで、現時点で明らかになっております無償化の内容とこれまで実施してきました本市独自の負担軽減策の対応も含めた今後の方針をお示しするものでございます。

2. 内容(1) 保育料の取扱いについてでございます。保育所、認定こども園、市立幼稚園等の保育料につきましては、現在、保護者の住民税課税額に応じて決定し、負担していただいておりますが、令和元年10月から3歳から5歳までの子どもの保育料が無償となります。また、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの保育所等の保育料につきましても無償となります。

具体的に令和元年10月からの各施設における保育料を下記の表にまとめておりますので、ごらんください。

左端から対象施設は幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育施設、認可外保育施設でございます。中央の欄をごらんください。このいずれかの施設に入園、入所している3歳から5歳の子どもの保育料は無料となります。右端の欄をごらんください。3歳未満の子どもの受け入れを行っている認定こども園、保育所、小規模保育施設、認可外保育施設に入所している住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもについても保育料が無償となります。中央の表中、無償の下に括弧書きで月額上限の記載があるものにつきましては、それぞれの施設で保育料を設定できるため、国が無償化のために給付する費用の上限額を定めているものでございます。

また、表の一番上の幼稚園につきましては、旧制度と新制度に区分されておりますが、このことにつきましては、表の欄外をごらんいただきますと、平成27年4月から幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や、質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が施行されておきまして、認定こども園、保育所、小規模保育施設については全て新制度の施設になりますが、幼稚園におきましては、新制度への移行について選択することができ、移行していない園も旧制度の幼稚園としております。

さらに新制度では、幼稚園や認定こども園の教育利用の際は1号認定を、保育所や認定こども園の保育利用や小規模保育施設利用の際は2号、または3号認定を受ける必要がございます。2号は3歳から5歳までの子ども、3号は0歳から2歳までの子どもとなっております。

なお、認可外保育施設は、公費の助成がないため、入所の際に2号、または3号の認定の必要はありませんが、無償化の対象となるためには、今後認定が必要となってくるものでございます。

2ページに入りまして、このほか障害児通園施設の利用や、一時預かり事業の利用料の無償化の対象となります。

また、幼稚園児は預かり保育と認可外保育施設などの併用が可能で、その利用料についても上限額の範囲内において、無償化の対象となります。

次に（2）市立幼稚園における預かり保育の使用料の取扱いについてでございます。

現在、市立幼稚園における預かり保育の使用料につきましては、1時間当たり100円、17時以降は1時間150円で、日額では1,300円を上限としております。さらにひと月の保護者負担額は、幼稚園の保育料と預かり保育使用料の合算額が同じ所得区分の保育所保育料額を超えないよう、超える部分については免除しております。

本年10月からは、法改正の趣旨を踏まえ、下の表のとおり保育認定の有無により、預かり保育使用料の取り扱いを区分いたします。

幼児教育・保育の無償化後における幼稚園保育料と預かり保育の使用料について、表をごらんください。左側の保育認定なしの場合は、上の段の国制度におきましては、幼稚園保育料は月額2万5,700円を上限に無償となります。また、教育時間の前後に利用する預かり保育につきましては、保育認定がない場合は有償となります。下の段の枚方市立幼稚園の取り扱いにつきましては、10月以降は国制度どおりとしますが、無償化前に在籍している子どもの預かり保育料につきましては、経過措置として、今年度に限り現行どおりといたします。

次に表の右側、保育認定ありの場合は、上の段の国制度におきましては、幼稚園保育料は認定なしと同様ですが、預かり保育料につきましては、認定があれば月額1万1,300円を上限に無償となり、月額1万1,300円を超える部分については有償となります。

下の段の市立幼稚園の取り扱いにつきましては、預かり保育使用料が月額1万1,300円を超える部分につきましても無償といたします。この部分を国どおり有償としますと、預かり保育を多く利用される場合は、保育料が無償の保育所を希望し、保育ニーズが増加することから、待機児童がいる現状においては、無償といたします。

(3) 給食費(副食費)の取扱いについてです。現在、保育所等の給食費(副食費)につきましては、保育料に含めて徴収しておりますが、本年10月からは保育料に含まれた給食費が無償化の対象外とされ、実費徴収されることとなります。年収360万未満相当の世帯では、給食費の実費徴収額がこれまでの保育料よりも高くなることや、国基準の第3子以降の子どもの保育料が無料から給食費実費分を負担しなければならなくなるため、いずれについても国は給食費を免除することとしており、本市においても同様の取り扱いといたします。

また、本市では、多子世帯の負担軽減を図るため、市独自のカウント方法により第3子以降の保育料無料化を国制度に上乘せして実施しており、市基準の第3子以降につきましても、引き続き無料の取り扱いとするため、給食費を免除することといたします。

3ページに入りまして、3. 実施時期(予定)でございますが、令和元年10月の保育料から無償化されます。今後のスケジュールにつきましては、既に本年3月には、私立幼稚園等への説明会を開催しております。今月から来月にかけて子ども青少年部におきまして、認可外保育施設等への説明を開催いたします。

委員協議会で報告したのち、6月定例会議会において、関係条例の一部改正案を提出いたします。7月から広報等で保護者への無償化の周知を行います。また、無償化のためには、申請手続が必要となりますので、7月から9月にかけて申請受付を行い、10月から無償化の実施となります。

4. 総合計画等における根拠・位置付け及び、5. 関係法令・条例等につきましては、記載のとおりでございます。

6. 事業費・財源コストでございます。幼児教育・保育の無償化に係る総額といたしましては、現年度分は12億1,252万7,000円と見込んでおります。

まず、歳入は公私立保育所及び公立幼稚園につきましては、市が保育料を徴収しておりますので、保育料減額分として現年度分3億9,758万1,000円の減額となります。

一方、歳出におきましては、認定こども園や私立幼稚園等への保育料無償相当分の費用を給付いたしますので、教育・保育給付等としまして、現年度分8億1,494万6,000円の増額となります。無償化が10月からのため、予算はいずれも半年分で年間ではおおむね2倍の金額となると考えております。

このほか、本年度システム改修委託料等といたしまして、4,064万円を計上しております。財源でございますが、今年度のみ地方特例交付金として全額国が負担することとなっております。来年度以降につきましては、無償化に係る経費について、国がに2分の1、大阪府が4分の1、

市が4分の1の割合で負担することとなっております。

市の一般財源の負担分につきましては、認可外保育施設分を含め、年額約7億5,000万程度と見込んでおります。ただし、市負担分に対しましては、別途地方交付税等の措置があります。

給食費の免除に係る経費でございますが、市独自の第3子以降無料化分の給食費免除に要する費用としまして、1,914万3,000円を6月定例会議会において子ども青少年部より補正予算を計上する予定でございます。

また、国基準に基づく給食費免除分につきましては、当初予算額で措置しております1,411万7,000円でいずれも半年分の額となっております。

以上、簡単ではございますが、案件1、幼児教育・保育の無償化についての説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○奈良教育長

この件についてご意見、ご質問等ありますか。

ご質問等がないようですので、本件については説明の聴取程度にとどめます。

続きまして、案件2について説明をお願いします。

亀野おいしい給食課長。

○亀野おいしい給食課長 それでは、案件2、損害賠償事件（公用車自動車による事故）についてご説明をいたします。協議会資料の4ページをごらんください。

1. 概要ですが、本件は学校給食配送中に起こった公用車自動車事故の損害賠償事件について、地方自治法第180条第1項の規定により市長が専決処分を行ったものでございます。

2. 賠償の額は25万3,368円でございます。

3. 賠償の相手方は枚方市在住の方でございます。

4. 賠償事件の内容でございますが、本件は平成31年2月22日午前11時10分ごろ本市教育委員会総合教育部第三学区校区共同調理場、文田好治が公用車を運転し、小学校給食を配送する際に甲斐田町1丁目付近を走行中、前方から来た車両に道を譲るために降車した同乗者が行う誘導のもと、左側に幅寄せしながら公用車を後方にバック移動させたところ、誘導者の合図に対し、ブレーキ操作がおくれたために、民家の自動車置き場の屋根に車両の後部が接触し、屋根の一部を損傷させたものでございます。

5. 現場見取図を参考資料といたしまして、6ページに掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

損害賠償につきましては、自転車置き場の屋根の修理費用といたしまして25万3,368円をお支払いすることで、平成31年4月24日に示談が成立いたしました。

なお、当該職員に対しましては、厳重に注意を行いますとともに、同乗していた職員にも安全確認を徹底して行うよう指導いたしました。また、運転者はバック走行するときは周囲の確認を十分行うこと、誘導者は障害物との距離に余裕を持ち、ストップなどの声かけの合図を確実に行うことを再認識させました。

再発防止に向けましては、同共同調理場の全職員に事故内容を共有するとともに、事故原因の

検証に基づいた事故防止に係る対策並びに公用車事故防止特別対策ガイドラインの再確認を行うよう周知徹底をいたしました。

今後も引き続き、事故防止対策と安全運転に取り組み、車両事故の再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、案件2、損害賠償事件（公用車自動車による事故）についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

神田委員。

○神田委員 誘導者がいた上での事故ということで、事故を防ぐのは難しい面もあるかと思うのですが、車は大きく危険ですので、今運転手及び誘導者にもご指導して下さっていると伺いました。また、最近の車では、カーナビにバックカメラが映ると思いますが、バックカメラがなくても誘導者と運転手がうまく連携できたらいいと思います。その辺りは普通の声かけだけで、うまく運転手に伝っているのでしょうか。

○奈良教育長 亀野おいしい給食課長。

○亀野おいしい給食課長 バックモニターもついておまして、サイドミラーとモニターも確認しながらやっておりました。しかし、車との接触部分は上部の屋根のところにして、そこはモニターでは確認できずに、誘導の合図とブレーキの操作に食い違いが生じてしまいました。

○神田委員 わかりました。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等ありますか。

本件に対するご意見、ご質問等はこの程度にとどめます。

続きまして、案件3について説明をお願いします。

鴨田教職員課長。

○鴨田教職員課長 失礼いたします。続きまして、案件3、叙位叙勲についてご説明いたします。協議会資料、7ページをごらんください。

1. 概要です。枚方市立中学校の元校長について、内閣総理大臣からその功労に対し、叙勲が行われましたので、報告するものでございます。

2. 内容ですが、叙勲といたしまして、瑞宝双光章を枚方市立杉中学校長ト切イヅロ先生が受賞されました。

3 その他といたしまして、既に伝達を済ませております。以上、甚だ簡単ではございますが、案件3、叙位叙勲についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○奈良教育長 この件についてご意見、ご質問等ありますか。

ご質問等はないようですので、本件については、説明の聴取程度にとどめます。

続きまして、案件4について説明をお願いします。

河田社会教育課長。

○河田社会教育課長 それでは、案件4、成年年齢引下げに伴う成人祭の対応についてご説明いたします。

資料8ページをごらんください。

1. 施策等の背景・目的及び効果ですが、成年年齢を20歳から18歳に引き下げることと内容とする民法の一部改正が行われ、令和4年（2022年）4月1日に施行されることから、成人祭の趣旨を踏まえ、式典の対象年齢に係る検討を行うものでございます。

なお、成人式、本市では、成人祭でございますが、実施時期、内容等に関する法令上の規定はないことから、各市町村が主体として検討するものでございます。

次に2. 内容でございますが、（1）改正民法の概要につきましては、成年年齢を20歳から18歳に引き下げること、18歳から単独で各種契約を締結でき、また親権に服することがなくなること。また、18歳、19歳の若者に積極的な社会参加を促すことで、社会を活力あるものにする意義を有することとなっております。

（2）本市における成人祭参加率の推移につきましては、表に記載のとおりで、例年約70%前後の参加率となっております。

（3）法改正を受けて、平成30年度新成人を対象に行ったアンケート結果でございますが、こちらはインターネットアンケートの結果を今年2月にまとめたもので、①の表では成人祭の対象者を18歳とする日と回答した方が約25%、20歳とすべきと回答した方が約70%でございます。

また、②の主な意見といたしましては、18歳とすべきでは「成人になったという自覚が生まれると思うから」、20歳とすべきでは、「18歳時は受験や就職活動など忙しく、成人を祝う気分ではないと思う」、その他として、「18歳、20歳のどちらでも参加可能対象にすればいい」というご意見をいただいています。

次に、（4）中核市などの対応状況については、昨年9月に高松市が調査された時点では、ごらんの討議の結果となっております。

現在、本市におきましても、大阪府内の各市町村の検討状況につきまして、調査を行っているところでございます。

次に、3. 課題と対応ですが、①課題については、アンケート結果を踏まえまして、18歳で行う場合、受験時期と重なる。初年度に3学年同時実施となる。また、このことに伴う着物、写真館、美容室など関連業界への影響等が挙げられます。20歳で行う場合は、民法改正の趣旨や成人の日を定める目的は18歳の新成人に向けたものであるため、20歳ではタイムリーな周知ができないという課題がございます。

②の対応としまして、外部有識者等で構成する意見聴取会を設置しまして、ご意見を伺う予定としており、その上で市としての方向性をまとめてまいります。

次に4. 実施時期等、5. 関係法令・条例等につきましては、ごらんのとおりでございます。

最後に、6. 事業費・財源及びコストでございますが、意見聴取会委員への報償金を6月補正予算にて計上予定としております。

以上、簡単ではございますが、案件4のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○奈良教育長 この件について、ご意見、ご質問等ありますか。

ご質問等がないようですので、本件については説明の聴取程度にとどめます。

続きまして、案件5について説明をお願いします。

川口文化財課長。

○川口文化財課長 案件5、市立枚方宿鍵屋資料館の指定管理についてご説明申し上げます。

協議会資料の10ページをごらんください。

1. 政策等の背景・目的及び効果としまして、市立枚方宿鍵屋資料館につきましては、施設のより効果的・効率的な管理運営と市民サービスの向上を目的としまして、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しております。

今回、指定管理者の指定期間が令和2年（2020年）3月31日で満了となるため、令和元年度（2019年度）において次期指定管理者の選定を行うものです。

2. 内容の（1）施設といたしましては、市立枚方宿鍵屋資料館、枚方市堤町10番27号となります。

（2）指定管理期間、（3）指定管理者の選定方法につきましては、指定管理期間を令和2年4月1日から令和7年（2025年）3月31日の5年間で公募を実施し、指定管理者選定委員会に諮っていきます。また、指定管理者の経営努力や創意工夫を引き出し、インセンティブを高める観点から指定管理料と利用料金の併用制で行うものでございます。

（4）利用料金（入館料）の見直しについては、学校教育活動の一環として、歴史学習の場を提供するほか、広く市民に文化財に親しむ機会の拡大を図る観点から利用料金を見直します。

現在の入館料につきましては、表に記載のとおり小学生、中学生を現行の100円から無料に、高校生、大学生は現行の200円から100円に、また障害者を現行の100円から無料に、合わせて介助者を無料に、変更することから市立枚方宿鍵屋資料館条例の一部利用料金の改正を行っていきたいと考えています。

次に、3. 実施時期（今後のスケジュール）につきましては、6月の定例月議会に条例の一部改正案を提出、指定管理者選定委員会の開催は4回程度で6月から10月に行う予定です。

11月に文教委員協議会に選定委員会からの答申内容を説明した後、指定管理者の指定議案の提出は12月の定例月議会となる予定でございます。

4. 総合計画等における根拠・位置づけ及び5. 関係法令・条例等につきましては、記載のとおりでございます。

6. 事業費・財源及びコストにつきましては、一般財源で指定管理者選定委員会に係る委員報酬が5人で4回、19万円でございます。

参考としまして、今後発生するコスト等としまして、指定管理料と利用料金の併用性を導入しています現行の指定管理期間のうち、直近で確定しています平成30年度の指定管理料及び入館料等の収入額を記載しております。

以上簡単ではございますが、市立枚方宿鍵屋資料館の指定管理についてのご説明とさせていただきます。

○奈良教育長 この件について、ご意見、ご質問等ありますか。

ご質問等がないようですので、本件については説明の聴取程度にとどめます。

続きまして、案件6について説明をお願いします。

川口文化財課長。

○川口文化財課長 続きまして、案件6、市立枚方宿鍵屋資料館利用料金に関する規則の一部改正

についてご説明いたします。

資料12ページをごらんください。

1. 概要でございます。市立枚方宿鍵屋資料館の指定管理者の指定期間が令和2年（2020年）3月31日に満了となります。令和2年（2020年）4月1日以降の指定管理者の選定を行うに当たり、利用料金（入館料）の減免規定を次のとおり改定するため、市立枚方宿鍵屋資料館利用料金に関する規則の一部改正を行うものです。

改定の趣旨としましては、（1）減免対象を小中学校の教科活動または学校行事に限定していましたが、小中学生については条例改正で無料とし、高校・大学やこれらに準ずる団体の教育・研究に資する活動に対象を広げるものです。

（2）公用での入館、他自治体、博物館・資料館等の視察などに減免規定を適用をできるようにするものでございます。

2. 内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

14ページのほう、お願いします。利用料金の減免につきましては、現行では表の右側、旧（現行）の欄、第3条第1項（2）の「小中学校の教科活動又は学校行事に伴う入館」を、表左側の「学校の教育活動、学校行事その他の学校又はこれに準ずる団体の教育、研究等に資する活動に伴う入館」に改め、（3）として「前2号に掲げるもののほか、市長が特に認める入館 全額」を加えるものでございます。

12ページにお戻りください。

3. 施行日ですけれども、規則の一部改正の施行日は、令和2年（2020年）4月1日とし、手続を行っていきたいと思います。

以上、簡単ですけれども、市立枚方宿鍵屋資料館利用料金に関する規則の一部改正についての説明とさせていただきます。

○奈良教育長 この件について、ご意見、ご質問等ありますか。

神田委員。

○神田委員 今回、指定管理の方針ということで、その中で利用料金の見直についてご説明いただきました。新しい案では、小中学生や障害者、介護者等が無料になると伺いました。現在、様々な形で利用されていると思いますが、中でも小中学生は、学校の行事以外での一般参加という要望等は多いのでしょうか。

○奈良教育長 川口文化財課長。

○川口文化財課長 現在、小学校、中学校の利用団体につきましては、市内の小学校、中学校で全校ではありませんが、減免の対象となっております。また、藤坂にあります旧田中家民俗資料館のどちらかに来てもらうことを目標として学校のほうにも、通知して来ていただくということになっております。

○奈良教育長 神田委員。

○神田委員 資料を見せていただいたら、学校の行事等で様々な施設に見学されているということを押見しました。鍵屋資料館も幼いときから枚方の歴史的なことを学ぶことができる施設を無料でいつでも参加できるように整備していただくのが非常に好ましいことだと思います。また今後

のニーズにもこたえていただくよう、よろしく願いいたします。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等ありますか。

本件に対するご意見、ご質問等はこの程度にとどめます。

続きまして、案件7について説明をお願いします。

川口文化財課長。

○川口文化財課長 続きまして、案件7、特別史跡百済寺跡再整備事業について、ご説明いたします。

資料15ページをごらんください。まず、1. 施策等の背景・目的及び効果でございますが、特別史跡百済寺跡につきましては、抜本的な再整備工事を平成27年度から実施しています。

再整備にあたっては、地下遺構の確実な保存と未来への継承をコンセプトに、古代寺院の景観が体感できる史跡公園を目指しております。

一方、樹木を取り除く作業量が想定以上であったことや、築地塀の基底部の幅や、屋根の構造などの検討と確定に時間を要したことから、当初計画より整備の遅れが生じております。つきましては、年度ごとの整備計画を見直し、事業の完了に向けて取り組むものでございます。

次に、2. 内容（1）整備計画の見直しにつきましては、17ページの資料1をごらんください。表の上段には当初のスケジュール、そして下段の表では、これまでの実績と見直し後の年度別スケジュールをお示ししております。

また、右上には、築地塀の施工範囲を示した図面を添付しております。東門の上部に築地塀（在来工法）とありますのは、土を締め固めてつくる版築という工法で行う部分です。約6メートルの長さになります。東門から下に向かって南門に向けて約120メートルが簡略工法で行います。

当初のスケジュール表、表の左の欄に発掘調査計画設計、史跡整備工事概要とあり、平成30年度に事業の完了を予定しておりました。次に下の表を実績と見直し後のスケジュールを見ていただきますと、平成26年度まではスケジュールどおりでしたが、本格的な整備工事に入りました27年度以降整備工事の遅れが生じてきております。

特に、復元設計の検討につきましては、この表に示しておりますように、当初は平成26、27年度の2カ年で基本設計を終える予定でした。点線で示しておりますように、令和元年度まで6年度と長い期間を要することになりました。

今回、これまでの事業進捗を踏まえ、復元設計のスケジュールの見直しも行い、現在の整備事業の完了を令和5年度に目指していくものです。

次に（2）今後の工事区域については18ページの資料2をごらんください。

上段には、再整備計画の完成イメージ図を、下段には今年度を含めた今後の各年度の工事範囲を色分けた図面を載せております。今年度、下の中央を図面中央に網かけしています堂塔院内、会場西半分の土系舗装を実施し、また南門レプリカ設置、張芝を行うなど順次整備を行っていき、令和5年度の完成を目指す予定をしています。

15ページにお戻りいただきまして、2. 内容の（3）築地塀復元設計についての経緯でございます。本事業における築地塀など歴史的建造物の復元につきましては、現存していないものを当時の規模・構造・形式で、できる限り忠実に再現することから十分な調査研究に基づき、適切に復元

設計されているか、文化庁の組織であります復元検討委員会における審議を要することになります。

この復元検討委員会は、文化庁の各部署の文化財調査官のほか、歴史学や建築史学・考古学等の学識経験者20数名で構成された委員会でございます。

① 復元検討委員会の開催日及び復元設計に必要となった発掘調査の期間ですが、次ページにわたり示していますが、平成27年12月から築地塀の基底部の幅の発掘調査を行い、平成28年2月8日の復元検討委員会で整備の全体説明や基壇の幅、高さの審議がされました。

平成28年3月23日には基底部の幅について、基底部の幅の根拠となるデータをもっと集めるように助言がありまして、平成28年4月から築地塀基底部の幅の発掘調査を史跡の西側等で行っております。その結果、復元検討委員会で審議され、平成30年7月23日の第6回復元検討委員会では、築地塀の形状規模の最終承認を得ました。

16ページ、②今後の築地塀の復元設計（基本設計、実施設計）についてですが、築地塀の築造はおおむね簡略工法とし、一部に土を突き固める在来工法（版築）を採用します。簡略工法では、部材の寸法、構造体力当の精査が必要となり、特別史跡の遺構に影響しないよう基礎構造に制限がかかります。在来工法（版築）では、土の粘度構成や含水率、締固めの試験や古代の瓦の材質に近づけるように、砂や水分の含有率の検討も必要になっております。

これらの内容を踏まえ、慎重かつ速やかに基本設計を行った後、設計図書の作成、概算工事金額の算出など実施設計に取り組んでいきます。

次、3. 実施時期等（今後のスケジュール）でございますが、6月3日に文教委員協議会に再整備事業についての報告を行い、9月下旬に今年度の工事着手を予定しております。

4. 総合計画等における根拠・位置付け、5. 関係法令条例等につきましては、記載のとおりでございます。

最後に6. 事業費・財源及びコストでございますが、再整備事業全体の概算事業費総額は7億2,000万円、平成30年度末現在の執行済額は3億8,825万円となっており、事業費ベースで全体の53%の進捗となっております。

以上、簡単ですが、特別史跡百済寺跡再整備事業の説明とさせていただきます。

○奈良教育長 この件について、ご意見、ご質問等ありますか。

近藤委員。

○近藤委員 事業費財源コストということで、概算事業費総額が7億2,000万、執行済額が約3億8,000万と伺いました。私自身考えますのは、枚方市の歴史資産の整備が粛々と進むことは非常に期待しております。また、本当にたくさんの資産が枚方の中で整備が粛々と進んでおります。このような事業が本庁とうまく連携を図り、シティプロモーションという形で、様々な方が枚方に興味を持つようになることを期待しております。

ただ、在来工法で整備を進めるならば新建築基準法に触れることになると思いますが、それに関しても十分に議論されていると思います。最後に、今後も議論しなければならないことも多いと思いますが、ぜひぜひよろしく申し上げます。以上です。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等ありますか。

本件に対するご意見、ご質問はこの程度にとどめます。

続きまして、案件8について説明をお願いします。

中道中央図書館副館長。

○中道中央図書館副館長 続きまして、案件8、建てかえ後の香里ヶ丘図書館及びみどりの広場の指定管理についてご説明いたします。

19ページをお開きください。1. 政策等の背景・目的及び効果でございますが、現在、香里ヶ丘図書館と隣接する香里ヶ丘中央公園の再整備を一体的に進めていくところでございます。建てかえ後における図書館とみどり広場の運営につきましては、民間ノウハウを活用しながら、さらなるサービス向上を目指す観点から指定管理者制度を導入し、公園との機能連携を含めた香里ヶ丘地域の活性化に取り組んでまいります。

2. 内容でございますが、(1) 施設名称・所在地等につきましては記載のとおりでございます。(2) 指定管理期間といたしましては、令和2年(2020年)4月から令和5年(2023年)3月までの3年間といたします。(3) 指定管理者の選定方法といたしましては、図書館とみどりの広場を合わせた施設として公募し、指定管理者選定委員会に諮ってまいります。

(4) 図書館と講演の機能連携といたしましては、みどりの広場などを活用したアウトドアライブラリーとして、「絵本の広場」や「おはなし会」を楽しむイベントの開催などで、図書館と公園との機能連携を図ってまいります。

(5) 図書館の開館日数・開館時間帯の拡大といたしましては、先行して指定管理者制度を導入した6分館と同様に延長することで、年間の総開館時間数を従来の1.5倍とし、市民の皆様にご来館いただける機会をふやしてまいります。

20ページをお開きください。(6) 多目的室の活用といたしましては、お話会や読書会などの図書館行事を開催するほか、教育文化センターや生涯学習市民センターに準じまして、有料の多目的室として市民にご利用いただきます。

(7) 駐車場の取り扱いでございますが、駐車台数といたしましては、公用図書配送用車両用を除きまして11台分を確保いたします。駐車料金につきましては、開館当初は無料とし、駐車場の適正管理の観点から利用実態に関する調査を一定期間行い、その後の運用方法について検討を行ってまいります。

3. 実施時期等でございますが、今後の予定につきましては、6月定例会議会に関係条例の一部改正議案を提出し、その後6月から10月まで、指定管理者選定委員会を開催いたします。指定管理者の指定議案につきましては、12月定例会議会に提出する予定をしております。

令和2年(2020年)3月には図書館建替え工事を完了し、開館準備を進めまして、8月に再オープンする予定でございます。

4. 総合計画等における根拠・位置づけ。5. 関係法令条例等につきましては、記載のとおりでございます。

6. 事業費・財源及びコストにつきましては、指定管理者選定委員会に係る委員報酬でございます。

7. 資料につきましてはでございますが、22ページに指定管理者管理区域図を添付しております。中央からやや左側、図書館とみどりの広場を合わせた範囲、網かけの部分を指定管理者管理区域

といたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○奈良教育長 この件について、ご意見、ご質問等ありますか。

神田委員。

○神田委員 この建替え後の図書館とみどりの広場の指定管理を一体的に管理することは非常にいいことだと思います。このような屋内外合わせた施設の管理を行う業者の見通し及び、他市の状況が、わかりましたら教えていただきたいです。

○奈良教育長 中道副館長。

○中道中央図書館副館長 公園と図書館の一体的な管理ということで、事前に幾つかの事業者のほうにヒアリングをいたしております。また、それぞれの事業者が、提案等含めて意欲的でありますので、運営等含め一体管理のほうは順調に進めることができると思います。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等ありますか。

神田委員。

○神田委員 非常にいい方向ということですね。図書館だけでなく周辺部分も含めて市民の方々が楽しめるような形でいい方向へ進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○奈良教育長 他にご意見、ご質問等ありますか。

本件に対するご意見、ご質問はこの程度にとどめます。

それでは、本日の公開とする協議会は以上となります。

《非 公 開 案 件》

ただいまから定例会を公開いたします。

以上、本定例会に附議された議案の案件は全て議了しました。これをもって令和元年（2019年）第5回枚方市教育委員会定例会を閉会します。